

第7回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年7月6日(月)
- 2 開会日時及び場所
令和2年7月6日(月) 午後2時00分
ふるさと会館2階 第1会議室
- 3 閉会日時 令和2年7月6日(月) 午後4時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者(19名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸
13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子
17番 鶴崎 進	18番 大久保信一	19番 小筏 正治	

(2)欠席者(なし)

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
主 事	北尾 祥

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
- 日程第5 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 報告第6号 非農地通知の発出について

午前2時00分開会

○事務局長(坂本 英知君) 皆さん、こんにちは。久々、農業委員さん全てご出席をいただいた7月

総会でございますので、全員参加ということで、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） ただいまから令和2年第7回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは議決事件の審議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第12条の規定により、13番、池田委員、14番、松尾委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第6号非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをご覧ください。

〔議案第36号の朗読〕

議案書3ページ、受付番号19番から38番まで20件の申請がっております。詳しくは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

東部調査会関係分は、受付番号19番から24番です。

受付番号19番、20番は、耕作利便のため、お互いに交換をする案件です。受付番号20番の譲受人は、農地を取得するための許可条件の1つである耕作面積が下限面積の5反に達していません。しかし、農地法施行令第2条第3項第3号に、例外的に許可できる条件として、隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地は、隣接農地を耕作しているものに限り権利を取得することができるとなっております。今回の案件はそれに該当するものと思われま。

受付番号21番、22番は、親族へ贈与する案件です。

受付番号23番、24番は、後継者へ贈与する案件です。

受付番号19番から24番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号19番から24番について、何かご質問がありましたらお願いいたします。川内委員。

○委員（15番 川内 幸徳君） 15番、川内です。事務局にお尋ねします。

さっき下限面積5反に達していなくても隣接農地であれば買えるということ、ちょっとその辺をもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（小筏 正治君） 事務局、説明。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からです。先ほどの件なんですけども、原則として下限面積を5反以上を持たないと取得できないんですけども、農地法施行令第2条第3項の第3号に、例えば、今回のように分断されている農地、その農地を耕作している人、その人しかどうしても隣接して使えないというのであれば、例外的にということで認められてはおるんです。今回がそれに該当するかと思われま。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 川内委員。

○委員（15番 川内 幸徳君） そしたら、隣接農地やったら大概の人はその条件に合うとですか。下限面積にしても。

○事務局（原田 誠二君） 例えば、資料の8ページ、ここが市道で農地が買収されて、ちょうど狭地がお互いに残った状態になるんです。ちょっと面積もそんなに大きくないもんですから、この残ったところを正直な話どうしようもないということになってくるんです。面積もそんなにないので、この施行令の条項の適用で何とか交換できるというふうにうちのほうは判断をしております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 平野委員。説明をお願いします。

○委員（8番 平野 利光君） ここは去年の秋から道路が新しくできまして、2人の農地が分断された状態で、譲受人の分もどうしても譲渡人のところに使うことができないかということなんです。よって、こういう形で許可ができないかということでありました。

○委員（15番 川内 幸徳君） 隣接農地であれば下限面積に達していなくてもそれは買えるのですか。今から、もしそういうのが出たらすぐ買えるのかなと思ったけど。ちょっと、それを尋ねたと。

○議長（小筏 正治君） 事務局からさっき説明があつたけど、それでよかったですか。

○事務局（原田 誠二君） 回答としては買えます。あくまでその耕作者の場合は大丈夫です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。21番ですけど、贈与で農地を取得されるわけですけど、作付け作物が植木でなつとるんですけど、全部植木ですたいね。3町持つておらすところ

も全部植木、これは植木はいいんですか。

○委員（4番 東 康敬君） 譲渡人は、造園業をやっておりちょっと病弱で耕作ができないということとでこういう形になったと思います。

○事務局次長（増富 浩彦君） よかですか。議長。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局次長（増富 浩彦君） 内田委員さんの質問にお答えします。

難しいところはあつとですけど、植木屋さんが苗木を植えて、その土地で、肥培管理をしていると農地扱いになりますので、造園業とか、植木屋さんで植木ということで書いてあれば、そういった苗木を育てていくという意味で捉えてもいいんじゃないかとは思っております。

○委員（17番 鶴崎 進君） 今の東委員のことに補足して言いますが、譲渡人は、病気です。それで、生きとるうちに、子供もおらんけん、今のうちに贈与をしたいという話があつて、譲受人からもらうことにしたけんという話がありました。一応、そういうことで。

あとあと残った場合は、奥さんも亡くなっておりませんので、子供もおらないということで、財産の土地がこれだけしか残つたらんとです。それで、譲受人に引き取ってもらいたいというようなことでありました。

よろしくをお願いします。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑はないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号25番から27番です。

受付番号25番は、所有者が市外在住で耕作できないため買い受ける案件です。

受付番号26番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号27番は、後継者へ贈与する案件です。

受付番号25番から27番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号25番から27番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。25番から27番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑はないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

西部調査会関係分は、受付番号28番から38番となります。

受付番号28番から29番は、後継者へ贈与、貸し付ける案件です。

受付番号30番から31番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号32番から33番は、新規就農のため同一人が親族から借り受け、受贈する案件です。

受付番号34番は、後継者へ贈与する案件です。

受付番号35番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号36番は、新規就農のため祖父より借り受ける案件です。

受付番号37番から38番は、新規就農のため同一人が親族から受贈する案件です。

受付番号28番から38番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号28番から38番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑が内容ですので、議案第36号、受付番号19番から38番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書11ページをご覧ください。

〔議案第37号の朗読〕

議案書は12ページ、受付番号6番から7番までの申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。中部調査会長、お願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号6番です。

受付番号6番は、農地用施設用地へ転用する追認申請です。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種のうちと判断しました。しかし転用目的が農業用施設用地であることから、追認できる案件と思われれます。

受付番号6番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、まず、受付番号6番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑はないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

西部調査会関係分は、受付番号7番となります。

受付番号7番は、農業用施設用地へ転用する追認申請です。申請地は農振農用地区域内に農地で、令和2年6月9日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されているため、追認できる案件と思われれます。

受付番号7番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号7番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑はないようですので、議案第37号、受付番号6番、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第38号農地法第5条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書13ページをご覧ください。

〔議案第38号の朗読〕

議案書14ページ、受付番号1番の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

受付番号1番は、令和元年7月5日付で太陽光発電施設用地での転用許可を受けていましたが、近隣耕作者の同意が得られなかったため事業を断念したとのことでした。

受付番号1番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、議案第38号、受付番号1番について、何かご質疑がありましたらお願いします。

どうぞ。川内委員。

○委員（15番 川内 幸徳君） 15番、川内です。周りから承諾が得られなかったその理由は何か。

○事務局（原田 誠二君） 議長、事務局からよろしいですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からです。理由といたしましては、ここが石垣があつとですけど、以前、隣の耕作者のほうに石垣が崩れたそうなんです。今回は、この転用事業者が石垣の全部じゃなくて、ある程度、農地にかかる部分だけの改修工事で当初お話をしていたそうなんですけど、話がこじれて、もう全部やりかえんばということになって、ちょっともうお話がこじれたということで伺っております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） よかですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑はないようですので、議案第38号、受付番号1番は、申請どおり許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可処分を取り消すことに決定しました。

次に、日程第5、議案第39号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書15ページをご覧ください。

〔議案第39号の朗読〕

議案書16ページ、受付番号14番から16番まで3件の申請がっております。詳しくは別

添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。中部調査会長、お願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号14番です。

受付番号14番は、特定建築条件付売買予定として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地であると判断しました。

本来、住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用は原則認められていませんでしたが、農水省の通知により、一定条件を満たせば転用可能となりました。申請地はこの一定条件を満たしていると判断しましたので、許可できる案件であると思われれます。

受付番号14番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

ここで、特定建築条件付売買予定地について、事務局より詳しい説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からです。先ほどの特定建築条件付売買予定地の説明なんですけども、農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用は原則認められないこととされておりました。しかし、平成31年3月29日付の農林水産省農村振興局局長通知において、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可事務取扱要綱が定められて、一定の条件を満たせば転用可能となりました。

この中で一定の要件というのが、大きく分けて3つあるんですけど、1つが転用事業者と土地購入者が売買契約を締結して、その契約から一定期間内、大体おおむね3カ月以内に転用事業者か転用事業者が指定する建築業者とその土地購入予定者が住宅建築請負契約を締結することが約されればよいと。まず1つです。

2番が、その建築業者と土地購入者が、一定期間内に建築請負契約、これを締結しなかった場合には、当該土地を対象とした土地売買の契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。

3番目が、転用事業者は、許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断した場合は、その残余の土地、それは転用事業者がみずから建てるということを誓約をもらえれば、一応、その許可条件ということになります。要は、転用事業者が例えば10区画計画しますと。このときは転用事業者と土地購入者が基本的にまだ契約はしとらんとです。なので、転用者がその

10区画全て、標準的な家の図面を出して、土地購入費、造成費、建築費、これの試算をまず出します。その試算に対してちゃんと転用者が建てれる資金を持っているかどうかを判断すつとです。そこが通ればよかとです。なぜかという、これが許可後に土地を買う人を探すんですけど、そのときにもしも売れ残ったと、3区画売れ残ったとなったら、その3区画はこの転用事業者が建てんばいけんとですというのが条件です。ただ、売れ残ってもまだ誰か買う人が見つければそれでよかとです。

というのが許可条件の中に盛り込まれました。

今回は転用事業者と土地の購入者の売買契約と土地購入者と建築業者の請負契約が先にされておりまして、仮にこの販売ができなくなった場合においても、転用者みずから家をちゃんと建てると、誓約書を提出されているので一旦はここで条件を満たしているという判断できました。これについては、九州農政局にも確認を取って、大丈夫ということでもらっています。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、詳しく説明がありましたけど、わかりましたか。

事務局、今後は書面にて説明をお願いします。

○事務局次長（増富 浩彦君） こういった案件はあまり出てこないかなとは思いつつとですけど、都市計画のある大きい市、諫早市とか大村市とかなら都市計画法の中でまずもって造成のみでもできるとなっていますので、この都市計画が雲仙市ではないもんですから、こういった何区画もあるようなところを出してくるところが今までなかったんです。多分、こういった住宅地をメーカーあたりが建売じゃなくて造成をして売らせろとかいう意見を国あたりに結構圧ばかけつつとじゃなかなというところがあるんです。

だから個人でも、こうやって造成のみをして、建てる人を探せば造成のみでもできますというように改正ばしとるもんやけん、雲仙市の中では、愛野町でまだ何区画か計画があるみたいですけど、ほかはあまり出てこんとかなとは思うんだけど、ちょっとこういった許可の仕方があると、委員さんは知つとってもらえればと思います。

その都度、事務局のほうからこういった案件で、こういった事情で許可相当と考えておりますというので説明はしたいとは思っております。

○委員（17番 鶴崎 進君） よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） もう一つ事務局にお伺いします。

これは建売でやる場合、1年で建てて売らんばとですか。建売でやるとですか。申請者は。

○事務局（原田 誠二君） これについては建売じゃなかとです。建売だったら今までどおりの申請でよかです。転用事業者が買うて建てて売りますと。だけん、建てた時点でもう完了なんです。

これはそうじゃなくて、造成だけまずして、あとで土地購入者ば探すとですたい。その土地購入者が決まって、なおかつ建築業者とまた契約ばして、ちゃんと建てればもうそこで終わりなんです。という制度なんです。

○委員（15番 川内 幸徳君） 3カ月ってさっき言ったのは。

○事務局（原田 誠二君） これは、転用事業者と次に誰か買う人、土地、この人が見つかって、この人と土地の売買契約をします。そしたら、それからおおむね3カ月以内に、この土地を買った人は建築業者、転用事業者が指定する建築業者と契約ばせんばいけんです。ちゃんと建てるという契約を。そればせんやったらだめですというんですけど、おおむねと書いてあるんで。結果的には最後建てしまえばよかみたいなき感じになつとですけど、一応、そういう枠組みでこれができとつとです。

仮に、さっき言ったごと、エンドユーザー、土地ば買う人がどがんして見つからんやつたと。1区画、2区画売れ残った場合は、本来は転用事業者が建てなさいと。その分は建売ですたい。ただし、建てずに、例えば3カ月ぐらいつとか、5カ月ぐらいつして誰か見つかったと。その場合は、新たなエンドユーザーと契約したら問題はないようです。法には期間の定めは書いてないんです。

ただ、これはもう建売とは根本的に違ふということになります。

○委員（17番 鶴崎 進君） 建売と違ふとですぬ。はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 都市計画法か、それなんかも議会のほうに強く勧めてほしい。今から愛野町あたりなんか、こがん問題が起きてくると思うとさ、なるべく早めに都市計画を進めれば、そつちのほうですれば、私たちはいいと思うとです。

○事務局（原田 誠二君） 現状として、今、プロジェクトチームと呼ばれる会議が2年前に1回あつて、去年第2回があつたんです。その中で、都市計画というのが結構時間とかいろいろかかるらしいんです。

一応、そういう会議はありはしよつとです。ただ、現実的にはちょっと難しいかなとは、農業委員会サイドでは感じております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 特定建築について、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いいたします。池田委員、お願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

西部調査会関係分は、受付番号15番から16番です。

受付番号15番は、駐車場用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね

10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから例外的に許可することができる案件と思われます。なお、令和2年5月1日付公告で農振除外がされております。

受付番号16番は、農業用施設用地へ転用する追認申請です。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和2年6月9日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されているため、追認できる案件と思われます。

受付番号15番から16番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号15番から16番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。16番ですけど、顛末書がついととですけど、意味がちょっとわからんとけど。

○議長（小筏 正治君） 添付の40ページですか。松永委員のほうから説明をお願いします。

○委員（3番 松永 一君） 譲渡人のところは譲受人の牛舎の隣なんです。譲渡人が堆肥置き場として今までずっと使っていたんです。地面にコンクリだけ打って。そして、今後、ここは譲受人の土地の隣だから、譲受人が今度は買って、また堆肥置き場にするちゅうことで、簡単に言いますとそういうことです。

○委員（12番 内田 弘幸君） 堆肥置き場で、今、コンクリートがはってあるところに堆肥を置いていたのか。

○委員（3番 松永 一君） そうです。譲渡人がですね。

譲渡人が年ですけんか、今後は百姓をしないということで譲受人が引き取るちゅうことで。

○委員（12番 内田 弘幸君） ここへは屋根をつけたりとかいう計画はなかですか。

○委員（3番 松永 一君） ゆくゆくは堆肥小屋を作るちゅう計画はあるそうですが、今まだみたい。

○委員（12番 内田 弘幸君） しばらくはこのままある意味、野積みで使われるということですか。ここに小屋を建てるという計画が載ってないので。それをそのまま、許可していいのかというのがちょっと気になったもんですから。

○委員（3番 松永 一君） 譲受人もゆくゆくは堆肥小屋は作るといっています。でも、今はまだ堆肥を置くだけだと。

○議長（小筏 正治君） 大島委員、どうぞ。

○委員（2番 大島 忠保君） 今のところは、一応、下のほうをコンクリを打って、下に、地下に浸透しないようにして、それで、上のほうにビニールか何かでちゃんとした被覆をして、堆肥自体がよそに流れ出たりなんかせんような形ばもってすれば置いてもよろしいという形になっちょっとぼってん、この場合は、多分、前の方が許可を受けずに、コンクリを打ってしまっていて、それに対する顛末書と思う。

本当は、理想的に言えば、小屋をちゃんと作ってのやり方が本当でしょうけど、一応は、ちゃんと雨は漏らんようにビニールで被覆をしてしまえば、それでもよろしいということになっておるんです。

○委員（12番 内田 弘幸君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） ほかに皆さんからありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ほかにご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号14番から16番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第40号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書18ページをご覧ください。

〔議案第40号の朗読〕

議案書19ページ、受付番号1番から、議案書33ページ、35番までです。詳しくは別添3をご覧ください。

受付番号1番から14番については貸借にかかる案件、受付番号15番から24番については所有権移転にかかる案件、受付番号25番から35番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

今月から、農地中間管理機構へ貸し付ける案件は、配分先まで決定する一括方式になっています。農用地利用集積計画一括方式については、県知事が同意されておりますので、集積と配分を一括で協議するものです。

なお、一括方式となったため、集積または配分で1つでも異議がある場合は、本計画全てを決定することができないこととなります。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第40号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定にかかる受付番号1番から14番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。1番から14番です。貸借権設定。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転にかかる受付番号15番から24番についてをお願いいたします。15番から24番、どうでしょう。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） では、次に、農地中間管理事業へかかる受付番号25番から35番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。25番から35番はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第40号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正内計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第7、報告第6号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書34ページをご覧ください。

〔報告第6号の朗読〕

議案書35ページをご覧ください。

整理番号1番については、所有者より申し出があり、現地確認を行ったところ、山林化していると確認できたことから非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第6号についてご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。ここでちょっと休憩を取りたいと思います。休憩後、農政推進に係る協議を行いますのでよろ

しくお願いいたします。

午後 3 時 00 分休憩

.....

午後 3 時 10 分再開

○議長（小筏 正治君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、お願いいたします。

それでは、さっそく本日の協議事項に入ります。

農地取得等の下限面積の特例について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（坂本 英知君） この案件については雲仙市の農業委員会に大きな変革となりますので、少しちょっと長めに説明をさせていただきます。

資料が前後しますけれども、会議資料の 5 ページをまず見ていただければと思います。

今回、新しく創設をしようという 3 つの事業について、まず、相関図ということでご説明をさせていただきます。

まず、一番上にあります農地情報バンク、これは一番上段の貸付・売却希望者が自分が耕作をできない、誰か借りる人がいないだろうかというような中間の受け皿となって創設を考えております。貸付・売却希望者が農地情報バンクに登録をします。それを写真とか、間口、奥行き等の情報をインターネットを通じて公開をします。それを見た借受希望者が希望地を農業委員会のほうに申し込むという形です。農業委員会としては、貸し手と借り手の仲介役となって、3 条、基盤強化法のどちらかの申請について、審議、許可をするという形になります。

その次の 2 段目の赤枠につきましては、この農地情報バンクと関連性があります。

遊休農地対策事業と書いておりますけど、これが下限面積を約 1 アール程度下げて、農業をしたい、地元に戻って家庭菜園から営農をしたいという人の受け皿として創設するものでございます。

これも一緒なんですけど、上の貸付・売却希望者と全く同じなんですけれども、小さい農地でもどうしようもないというのを農地情報バンクに同様に登録をします。農地情報バンクのインターネットを通じで見える人ももちろんいらっしゃると思うんですけれども、この場合は、ほとんど相対で、貸してください、貸しましょうという感じになろうかと思うんですけれども、赤枠の一番右にあります小規模貸付希望者と借受希望者が合意となった場合については、まず、小規模農地耕作希望者が農業委員会に別段の面積・区域の指定申請をします。簡単に言いますと、私は農地を 50 アール耕作をしておりませんが、この農地についてはそれを除外してくださいという申請をします。農業委員会は、それを調査会等で現地調査をして、問題がなければ別段の面積の区域ということを議決していただいて告示をすることになります。それを受けて、小規模

農地耕作希望者は、3条申請の貸借について、農業委員会の総会で皆さんがいつも審議をいただいている3条申請と全く同じ形です。ただし、50アール未満の申請になりますけれども、申請をして、それを許可をする形になります。

3つ目としまして、農地つき空き家対策事業としまして、青で囲んだものです。

これは、5ページの一番下段の左側に、農地つき空き家購入希望者、その上に、農地つき空き家売却希望者とあります。まずは、この黄色の囲みの農地と一緒に空き家を売却したいという希望者が、市所管の空き家バンクに登録をすることになります。その登録の際に、農地がついていくということで、市所管から農業委員会に空き家バンクに登録して問題がないかという審議依頼をしていただこうと考えております。これも同様に、調査会等で現地調査をした上で問題がなければ、農業委員会から市所管の部署に空き家バンクに登録することはいいですよという回答をします。それを受けて、農地つき空き家のバンクに登録をすることになります。その後、登録した後に、5ページ下段の一番左の購入者が出て購入の話が決まりそうな場合は、この農地つき空き家購入希望者が、先ほど申したとおり、別段の面積・区域指定申請を行います。先ほどと同様に、前回、現地調査、承認をしておることから、議決、告示をします。別段の面積・区域指定について議決をしていただきます。その後、農地つき空き家の購入希望者が3条申請をして、この場合は所有権移転になります。所有権移転の3条申請をしていただいて、3条の許可をする形になります。

今、皆さんに、今回で3回目となろうと思いますけど、こういう形でこの事業、3つの柱においてしようと考えております。

ご意見をいただければと思いますけど、まず、資料に基づいて、1ページ、戻ってください。

1ページは、農地バンクの制度について概略を説明しております。

農地情報バンクとは、農地の耕作ができなくなり管理に困っている農地の情報を登録し、登録された農地情報を経営規模を拡大したい人や新規に就農を考えている方へ情報提供をすることを目的としたものです。

これは、本来は中間管理機構がするべきと思うんですけども、いかんせん、長崎県の中間管理機構は借り受けだけはしないというスタンスで今もあることから、中間管理機構の補完できない役割を担おうと考えております。

その以下につきましては、あともってごらんいただければと思います。

2ページをごらんください。これが相関図の真ん中にある分でございます。

農地法3条の下限面積を引き下げ。今まで農地取得、貸借は50アール以上の農地を耕作していなければ、農地の取得、借り受けができませんでした。

これはあくまでも対外的で決まったことじゃないので、素案ということで見ていただきたいと

思います。事務局が決めたということじゃなくて。

雲仙市農業委員会は、令和3年4月1日から一定の条件を満たす場合、農地の、当初は取得、貸借も考えていたんですけれども、事務局内では、当面、借り受けだけにとどめて、その状況を見ながら取得についても将来的に検討をしようということで、出始めは貸借だけに限定をしたいと思います。

ただし、県等に確認をしてみたところ、農地法3条では貸借だけを限定するのは基本的には厳しいということでした。ということは、本来、申請人が所有権移転がなぜできないかと言われたときは、それに対応する回答が厳しいということになりそうです。ただし、出始めは、この事業に賛同をしていただく方が申請ができますという周知をしながら、貸借だけに当面はしたいと事務局では考えております。このことも、のちもってご意見をいただければと思います。

貸借ができるよう農地を3条による下限面積を1アールまで引き下げます。

これにより、下記条件を満たす場合、「帰郷、移住して小規模から農業を始めたい」、「定年を機にまず家庭菜園並みから就農をしたい」など考えている方も、農地の貸借が可能となります。

対象となる農地については、まずは農地情報バンクに登録をしてくださいということで、まず、農地情報バンクに登録をしていただきたいと思いますと考えております。おおむね10アール未満の農地をこの事業では対象としたいと思います。10アール以上は基本的には認めない。10アール以上の農地を借りたいという場合は、当面、50アール以上じゃないとだめですというような考えでいきたいと考えております。

2番目として、農地の一部または全部が耕作放棄地、または、耕作放棄地になる可能性があること。

3つ目としては、担い手となる農家の集積に支障をきたす恐れがある農地でないこと。

この3つの条件を満たさないと、対象農地としては認めないということになります。

条件としましては、農地法第3条に規定されているとおり、効率的利用、常時農業に従事、周辺の農地利用に悪影響を与えない等については、農地法第3条に定められております。

次に、空き家対策事業につきましては、1番に農地つき空き家バンクに登録されており、おおむね1アールから10アール未満の面積であること。

2つ目として、農地の一部または全部が耕作放棄地、または今後、耕作放棄地になる可能性があること。

こういうことはないと思うんですけど、利用権設定をされている農地については対象外です。

それと、違反転用されている農地でないことということで、主な条件とした対象農地としたいと思います。

条件につきましては、遊休農地対策事業と全く同じ条件としたいと思います。

以上が説明なんですけど、赤の米印について、3ページに記載をしているところです。

まず、2ページの一番真ん中にあります担い手となる農地の集積に支障をきたす恐れがある農地でないことについては、3ページの一番上段、上に書いてあるとおり、担い手となる農家の集積に支障をきたす恐れがある農地とは、農業振興地域、農用地区域またはおおむね10ヘクタールの一団の農地内で、賃借権の分散化により、担い手への農地の集約化や農地の基盤整備の推進に支障をきたす恐れがある農地を指します。

そのほかについてでも、さきの周囲の状況を十分考慮することですという説明書きです。事務取扱要領です。

条件2は、あともって見てください。

条件3、周辺の農地利用に悪影響を与えないことの判断基準は、法令に定めによるほか、おおむね以下のとおりとしたいと考えております。

既に集落営農組織や経営体により、農地が面的にまとまった形で利用されている区域で、その利用を分断するような権利取得。貸し付けです。

2番としまして、地域の農業者一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農を行うことにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利の取得。

3つ目としまして、無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取り組みが行われている地域で、農薬の使用の栽培が行われること。あるいは、その全く逆、自分が無農薬をするけん、周りに農薬を使うとか、そういう周囲の営農活動に支障を及ぼすことがあってはなりません。

4は、ちょっと割愛をさせていただきます。

条件の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、雲仙市農業委員会の定める下限面積以上であることということは、先ほど申したとおり、別段の面積・区域の指定申請をして、この農地について耕作する場合は50アール未満でも認めましょうという規定でしますので、これについては、公示することでその要件を満たすことになりますということです。

3ページの2の農地つき空き家対策事業についてですけれども、雲仙市空き家バンクに登録する場合の留意点としまして、先ほど申したとおり、下限面積の指定申請を受けて、調査会で現地確認、協議の上、農地法施行令第17条の基準を満たすか審議し、別段の面積を定め、公示をします。

その対象となる農地は、空き家に隣接し、農地が接道しておらず、移住者しか耕作できない場合を原則としますということです。

4ページをごらんください。

ただし、それだけにしますと、ひょっとしたら農地の所有者が10アール未満、例えば一畝の農地を持っておるとか、二畝の農地を、家からちょっと100メートルぐらい離れた農地を持つ

て、誰も隣接の人も買わないとなった場合はそれだけが浮いてしまうという場合も考えられますので、それは調査会、農業委員会の総会の中で適正かどうか判断をしていただこうと思います。基本は、家にくっついた分が基本です。ただし、離れていても隣接の農地の所有者とか、買い手が見つからない場合など、特殊な場合については、農地つき空き家として登録するし、所有権移転ができるということを農業委員会で判断をしていただこうと考えております。

4については、あともってごらんいただきたいと考えております。

本当に大きな事業の創設なので、農業委員さんの意見を十分にいただきながら進めたいと考えておりますので、ご意見のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの事務局のほうより下限面積について説明があったわけですけど、この案件に対して、皆様方、ご意見、ご質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

下限面積の決定に対しては、前回、内田委員のほうからもっと早く進めたらどうかというご意見があつとったわけですけど、皆様方、ご審議をいたし、下限面積について、このような方法でいいのか。東委員。

○委員（4番 東 康敬君） もう1回、耕作放棄地の定義は、緑、黄色の耕作放棄地ですよ。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 耕作放棄地は、極端に言えば、今後、耕作放棄地になる見込みがある農地ということも定義に入るので、緑でもオーケーかと考えております。

要は、それは農業委員さんたちが現地を見て、この人が、もうおらんことになって、この農地が荒れてしまう、周囲の方も耕作をしなくなるといった場合は耕作放棄地の見込みがある農地という判断になろうかと考えております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうですか、東委員。

○委員（4番 東 康敬君） いいです。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 遊休農地対策事業対象農地、これは1アールから10アール未満の農地であることってなっていますけど、20アールぐらいまでにしてもらえないか。

○議長（小筏 正治君） 1アールから20アールぐらいまでですか。

○委員（12番 内田 弘幸君） 20アールぐらいまでは上げたほうが、10アールではあまり、少ないような。

○議長（小筏 正治君） 1アールから20アールまでぐらいにしたらどうかということですが。

○事務局長（坂本 英知君） こういう事業を実施している他市、他県なんですけれども、参考にさせ

ていただいたところの中では10アールが多かったもので一応10アールとしましたけれども、内田委員のご意見について、皆さんの、周りの方のご意見をいただいて、修正するところは修正したいと思います。ご意見をいただきたいと思います。

○議長（小筏 正治君） 事務局の説明では1アールから10アールまでとなっていたのを、内田委員の1アールから20アールまではどうだろうかということですけど、この点、皆さんどのように思いますか。どうぞ。

○委員（1番 草野 英治君） 空き家に5反農地が付いているところがあった場合にはできないということなんですか。

○議長（小筏 正治君） 5反付いているところはできないのかということですか。

○委員（1番 草野 英治君） 空き家に農地が5反付いていたときに、1反まで、10アールまで、20アールまでしかできないか。

○議長（小筏 正治君） そこんところはどう。20アールまでにして、20アール以上あった場合は、やっぱり20までしかできないのか。

○事務局長（坂本 英知君） 多くの人の意見を聞いてほしいと思うんです。

○委員（3番 松永 一君） 最初は10アールから始めて、状況に応じて20アールにしたらいかがですか。

○議長（小筏 正治君） 途中で変えることもできるのか。

○事務局長（坂本 英知君） それはできます。農業委員会の会議で。

私としては、健全に10アールから始められた方が3年間きちんと営農活動をした場合については、今後、また農業委員会で検討していただいて、そういう方については所有権移転もオーケーですよというようなことも検討していただきたいと考えてございます。

ただ、手始めとしては、新規就農で、なおかつ農業経験がないので、本当に就農が継続できるのかが判断できないという観点から、まずは使用貸借だけですよというようなことから始めさせていただきたいと考えております。

先ほど面積が出ているとおり、別に10アール以下じゃないとだめということでもないし、ただし、あまり30アールまで認めるぐらいだったら、もう50アール借らんですかという話にもなろうかとは思っているので、10アールか、多くて20アールでしょうかとは考えております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 先ほど内田委員のほうから1アールから20アールはどうかということと、今、松永委員のほうから、まずは1アールから10アールまでしとって、そして、そういう中でまたこれは考え直して、20ぐらい、30ぐらいまでもっていったほうが良いということであれば、そのときに変更するというような意見もありましたけど。

○委員（17番 鶴崎 進君） この土地の面積に対しては、私はこう思います。

空き家バンクである場合は、空き家に付いた農地があるわけですよね。そういうようなときには、大体10アールとか何とかではなくて、一畝とか、二畝とかぐらいの農地がついっとです。そういうことで、やっぱり家庭菜園ができるように、空き家と一緒に付けて、農地として認めてもらうようにして。そこらはどうかと思えますけども。

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか。このとおりの案で、1アールから10アールとしとって、またどうしても変えないかんような状態になれば、また見直しをするというような状態でどうでしょうか。（「いいです」と言う者あり）

原案のとおりでいいですね。これは原案のとおりでいきたいとも思います。いいですか。

下限面積については以上で終わります。

それでは、次の農業委員会だより。

○事務局長（坂本 英知君） 議長、ちょっと飛ばしてもらってよかですか。

○議長（小筏 正治君） それでは、飛ばして、次の地区調査会長、副調査会長の選任について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（坂本 英知君） 済みません。農業委員会だよりを説明するのが、ちょっと下の用務で居ないので、1つ飛ばして、雲仙市農業委員会の業務体制についてお願いをしたいと思います。

会議資料の一番最後の、ページ数が位置がずれていますけど6ページをごらんください。

農業委員会の各地区の推進委員さんの分については月末の会議の中で事務局から説明があったと思いますけども、今回は、農業委員さんの調査会長、副調査会長の選任を来月の8月5日にお伺いしますので、各調査会で調査会長、副調査会長の選任を考えとってくださいということで、来月の総会でお伺いしますので、よろしくお願ひします。

説明は以上です。

○議長（小筏 正治君） 池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 西部調査会は一応決めたんですけど、今日言ってもいいですか。

令和2年度、次の会長には、渡部篤君、それと、副会長が草野英治君です。

○議長（小筏 正治君） 中部のほうはどうなります。

8月5日までに決めて報告してください。

○委員（13番 池田 兼三君） 次の総会までは今の調査会長が報告をするとですよ。

○議長（小筏 正治君） 7月の末に調査会がありますのでね。

○事務局長（坂本 英知君） それは前任の人にお願ひしないと。

○議長（小筏 正治君） 今の現職の調査会長が8月5日の総会まで、報告をお願いします。

それでは、中部と東部は8月5日までによろしくお願ひいたします。

その次にいきます。

今年度の婚活イベント実施の可否について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 婚活イベント実施の可否についてですけど、資料は5月、6月の総会時に過去5年間の実績をお配りしていたと思います。今回の総会では資料はございません。5月、6月の総会では半数ずつの開催でしたので、婚活イベントの実施の可否について、その際の意見を集約したものをお伝えします。

まずは、継続を考えられる委員さんからは、昨年度の開催時に5組のマッチングがあったので、その後の進捗としても順調に交際が続いていると。また、再度開催されれば、参加を希望する方もいらっしゃるようなので継続をしたほうがよいのではないかという意見。

また、今年度の開催を控えたほうがよいと考えられる委員さんからは、新型コロナウイルスが収束を迎えていない状況の中で、今後のイベント開催へ向けたスケジュールを考えると、今年度の開催はちょっと控えたほうがよいのではないかという意見がありました。その中で、5月、6月の総会には、感染者数も減少傾向にあり、7月になればよい傾向になり、開催することも可能かということでお話がありました。

ここ最近、また、東京等をはじめ、コロナ感染者が急増しているのは事実としてあります。より一層、先の不透明さという状況になりましたので、今後、通年どおり1月開催となった場合のスケジュールとしては、大体、来月、8月の総会時から実行委員会でイベント内容等の検討を行わなければならないんです。今回の総会で実施の可否をもう決定していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今年度の婚活について事務局より説明がありましたけど、前回までの婚活については賛成か反対かと、それぞれに意見があったようですけど、今、事務局からあったように、私の考えとしても、前回は5組ぐらいのマッチングがあって、まだ成婚まではいかないまでも、よかつたと思っております。しかし、先ほど説明があったように、コロナについてもまだまだ収束はしていない中での開催は難しいのではなからうかということも考えるわけですけど、ここで委員の方のそれぞれの意見を、実施するか、中止にするかを決めていただこうと思うわけでございます。

○委員（4番 東 康敬君） この前開催し、その中で5組がマッチングをしたということで、その中の2組を追跡調査じゃないけども、アポを取りながらする中で、非常に順調に交際が続いていると。女性のほうが国見の2人、男性のほうは千々石の2人ということで、男性の様子というのは林田委員によると順調にいつているぞと、あわよくば、3月、局長が定年退職までには1組ぐらいは成婚するのではないかと思い、様子を追跡をしているところです。

今回の婚活については、順調に進展をしているんじゃないかという印象はありますので。

○議長（小筏 正治君） 成婚までいけば、やったかいがあるかのように思いますけど。

○委員（16番 草野 有美子君） 初回るとき、私は確かインフルエンザで行けなかったというのがあって、時期が多分コロナの第2波、第3波が、大体秋ぐらいからと今言われていますけど、ちょうど時期的に、インフルエンザも、コロナも蔓延するような時期がきているので、よかったら時期をかんがえるとか、それと、やはりどうあっても、この間、福岡というか、結構ご遠方からも来られていたんですけども、よかったら、やっぱりこのたびは、今後やめるのではなくて、今後発展的にするためにも、やっぱりまだワクチンも薬もよく決まっていないう状況の中では、特に婚活という、やっぱり密な関係が、離れて話すよりも少しでもとなってきますので、何かしたときに楽しくないんじゃないかと。心配して消毒なんかするということもどうかなというのが、おばさんとしては、母親の気持ちとしてはちょっと心配があるので、今、計画だけでも立てたらというところも考えないでもないですが、やはりちょっと今年だけは、うまくいっているだけに、次を成功させるためにも、このたびはやめるといふか、延期、次年度にしたらいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

確かにコロナの感染を考えながら婚活をするのも大変じゃないかと私も思うんですけど。

どうでしょう。実施と中止、どうされます。もうこの結果を決めたほうが早いんで。

今年1年間、様子を見て休むと思われる方、ちょっと挙手はどうですか。

〔賛成者挙手〕

○議長（小筏 正治君） ほとんどの方が、今年ちょっと様子を見て休んでみようと。また、来年も、その次もやろうと思えばできることですから。どうしても濃厚接触までいかんでしょうけど、離れての婚活はなかなか楽しくないんじゃないかなろうかと思うし。

それでは、今年度は婚活は中止ということでもいいですか。わかりました。今回の婚活は中止とさせていただきます。それでは、次に農業委員会だよりについて、事務局説明をお願いします。

○事務局（北尾 祥君） 農業委員会だよりについてですが、10月1日に全戸配布を考えております。5月、6月の総会時に、項目については決定をさせていただいたんですけど、それを一応、6ページの中にどのように収まるかということで案として作っております。

表紙が、公募行いますので、農業委員の農地利用最適化推進員を募集しますということで考えております。

開いていただいたら、2ページ目と3ページのほうに募集要項を掲載をしております。前回、公募をした時と同じような形で掲載を考えております。

もう1枚めくっていただいたら、今度、4ページ目に農地利用アンケート調査の結果についてということで、皆様にアンケートをしていただいた結果を表としてまとめております。その中でも、今後の農業経営や後継者の予定など、調査の結果で出ている表を円グラフとして掲載をして、その結果から、今後の課題というのが、下のほうに掲載を考えております。その課題の中でも、

今後、人・農地プランの策定の基礎資料として今回のアンケート調査を活用して、人・農地プランの説明を次のページに考えております。

人・農地プランのほうは、主体として農林課のほうで実施をしていますので、一応、向こうのほうから情報提供をしていただいた内容と、あと、中身については、話し合い活動というのが今年の8月から12月にかけて各地区で、一応、モデル地区のところは先行的に実施されているようですが、全地区については、8月から12月にかけて実施予定ということだったので、その旨を実際に時期等がわかれば、各町ごとに掲載を考えております。

一番最後のページが、農地パトロールの実施、非農地通知と農業者年金の制度説明。

一応、説明以上です。8月、9月の総会時にも確認をしていただきたいと思いますと思っておりまして、まだまだ案として作っておりますので修正は必要かと思うので、そういうところ、ご指摘等あればよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） わかりました。ただいまの件で何か質問はありますか。農業委員会だより。森崎委員、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 農地パトロールは7月、8月で終わってしまうんですけど、10月に載せる必要があると。実施してしまうじゃろ。それを10月に載せてもさ。7月、8月でもう終わっているから。

○事務局（北尾 祥君） そうですね。済みません。農地パトロールは実施しましたで、意向調査については11月からしますということに修正します。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 実施して終わったことは載せなくてもいいのでは。

○議長（小筏 正治君） 活動していますということで。

○事務局（北尾 祥君） 11月から、また意向調査をしますというので、実施をしましたということで掲載を考えております。

○事務局（原田 誠二君） まず、パトロールしました、それによってこういうのを出しました、意向調査をしますという流れでお願いします。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 事務局からの連絡事項。どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 事務連絡をさせていただきたいと思います。

次回総会は、テレビ会議による総会を開催したいと考えております。以前、調査会等でご説明したかと思うんですけども、なので、開催場所は基本的に所属町になろうかと考えております。ただ、国見町に住所地がある人は国見総合支所に集まっていただくような考えでおります。詳細

は文書等で、招集文書に開催をしておりますので、十分ご確認をして集まっていたきたいということが1点。

2点目としましては、同日に推進員による定期会議を開催いたします。先に定期会議を開催。定期会議は本庁で開催を予定しておりますけれども、その後に総会を開催をする予定ですので、各総合支所に参集していただく時間を2時じゃなくて、ひょっとしたら3時とか、3時半になるかと思っておりますので、合わせて参集場所、参集時間を十分次回はご確認をしておいていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局のほうから連絡がありましたように、次回の総会はテレビ会議だそうです。私、初めてですので。また、集合場所は事務局より連絡があると思います。招集文書をよく読んで確認していただきたいと思っておりますので。

それでは、これもちまして、農政推進に係る協議を終了いたします。委員の皆様、大変お疲れさまでございました。これもちまして終了いたします。

午後4時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 7月 6日

議 長

署名委員

署名委員